

## 公共料金口座振替受付終了ならびにご利用規定改定のお知らせ

山陰合同銀行では、2019年10月31日（木）をもって、インターネットバンキングサービスでの公共料金口座振替の新規受付を終了いたします。お客さまにはご不便をおかけしますが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。  
なお、すでに公共料金口座振替をご契約いただいているお客さまには影響ありません。

これに伴い、インターネットバンキングサービスご利用規定を改定し、2019年11月1日（金）以降、新規定によりお取扱させていただきます。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

お手元の申込書、当行ホームページのご利用ガイド等は、読替えていただきますようお願い申し上げます。

### 《改定事項》

下表では、変更または追加する条項のみ記載しております。

### インターネットバンキングサービスご利用規定（新旧対比）

改定前	改定後
<p><b>第1条 サービスの概要</b></p> <p>1. サービス内容</p> <p>(1) 基本サービス</p> <p>「照会サービス」、「振替・振込サービス」、「定期預金取引サービス」、「積立定期預金取引サービス」、「投資信託取引サービス」、「外貨預金取引サービス」、「住宅ローンWeb受付サービス」、「税金・各種料金の払込みサービス」、「<b>公共料金口座振替受付サービス</b>」、「インターネット通帳切替申込サービス」、「住所・電話番号変更サービス」</p>	<p><b>第1条 サービスの概要</b></p> <p>1. サービス内容</p> <p>(1) 基本サービス</p> <p>「照会サービス」、「振替・振込サービス」、「定期預金取引サービス」、「積立定期預金取引サービス」、「投資信託取引サービス」、「外貨預金取引サービス」、「住宅ローンWeb受付サービス」、「税金・各種料金の払込みサービス」、「インターネット通帳切替申込サービス」、「住所・電話番号変更サービス」</p>
<p><b>第13条 公共料金口座振替受付サービス</b></p> <p>1. サービス内容</p> <p>当行所定の収納機関に対する諸料金の支払いに関し、本サービスのサービス利用口座を対象として、当行所定の預金口座振替契約に基づく預金口座振替契約の締結を申込みサービスを行います。</p> <p>2. 預金口座振替契約の申込</p> <p>契約者は、預金口座振替契約締結に必要な当行所定の事項を入力し、申込みものとします。</p> <p>3. 収納機関への通知</p> <p>当行は前項の申込に基づき下記の情報を記載した「預金口座振替申込書」を当行で自動作成し、契約者が指定した収納機関宛てに当行から郵送し、契約者に代わって申込内容を通知します。</p> <p>(1) 契約者の住所</p>	<p><b>第13条 削除</b></p>

(2) 契約者の氏名

(3) 契約者の電話番号

(4) 取扱金融機関

(5) 口座振替の対象となる預金口座情報（取扱店舗、預金種類、口座番号）

(6) 契約者と収納機関における契約情報（契約番号等）

なお、契約情報の相違等で「預金口座振替申込書」が収納機関から返却される場合があります。この場合、当行のサービス利用口座のお取引店より契約者宛てに申込内容の確認等の連絡をとらせていただきます。

#### 4. 預金口座振替の開始時期

収納機関による口座振替の開始時期は、各収納機関の収納事務完了後とします。

#### 5. 預金口座振替の締結結果通知

当該サービスは預金口座振替契約の申込を受付け、収納機関に通知するサービスであり、預金口座振替契約の締結結果通知については、サービスの対象外とします。

#### 6. サービス利用口座からの引落し（預金口座振替の実施）

(1) 契約者と収納機関との預金口座振替契約が締結され、当行に収納機関より金額および振替日の請求データが送付されたときは、当行は契約者に通知することなく、サービス利用口座から請求金額を引落しのうえ、手続きを行います。

(2) 振替日において、請求データの金額が預金口座から引き落とすことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えたときは、契約者に通知することなく請求データを収納機関に返却できるものとします。